

「若者トラブル188番」実施のお知らせ ～ 悪質商法にあわないために～

令和元年度版ポスター

相模原市では、「悪質商法カモ?」「契約トラブルになってしまったカモ?」など、困ったときに消費生活総合センターへ相談してもらおうきっかけとするため、はたちのつどい(成人式)の開催日から3日間「若者トラブル188番」を実施します。

これは若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン(下段参照)の一環として実施するものです。



データを使用する際には、事前にお問い合わせください

若者トラブル188番(電話相談)

期間 令和2年1月13日(月・祝)～15日(水)

受付 午前9時～午後4時 13日の正午～午後1時を除く。

電話番号 ・188(局番なし お近くの消費生活センターにつながります)

・042-776-2511(相模原市消費生活総合センター 相談専用)

こんな広告/勧誘/通知にご注意ください

- ・「初回〇〇円」「お試し」...インターネット通販での定期購入トラブル
- ・「必ずもうかる」「人を紹介すれば収入が得られる」...マルチ商法、情報商材
- ・「支払わないと法的手続きに入ります」...架空請求、ワンクリック詐欺 など

若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンについて

若者の悪質商法被害の未然防止・早期発見を図るため、毎年1月～3月に関東甲信越ブロック1都9県6政令指定都市と国民生活センターの共同で集中的に啓発を実施します。

- 本市の取組 -

- ・市内中学校、高等学校、大学・専門学校に共同ポスター・リフレットを掲示
- ・はたちのつどい(成人式)会場に若者向け啓発冊子を配架
- ・大学・専門学校が運営するお知らせメール機能を利用して注意喚起情報を配信

- 参加機関 -

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、茨城県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、新潟市、国民生活センター及び相模原市

お問合せ先
消費生活総合センター
直通電話042-776-2598
担当：小泉